

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする。

[《改正》平16法160](#)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 育児休業

労働者(日々雇用される者を除く。以下この条、次章から第5章まで、[第21条](#)から[第26条](#)まで、[第28条](#)及び[第29条](#)において同じ。)が、次章に定めるところにより、その子を養育するためにする休業をいう。

2. 介護休業

労働者が、第3章に定めるところにより、その要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業をいう。

3. 要介護状態

負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、厚生労働省令で定める期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。

4. 対象家族

配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び[第61条](#)第3項(同条第6項及び第7項において準用する場合を含む。))において同じ。)、父母及び子(これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。)並びに配偶者の父母をいう。

5. 家族

対象家族その他厚生労働省令で定める親族をいう。

第3号=[【則】第1条](#)

第4号=[【則】第2条](#)

第5号=[【則】第3条](#)

[《改正》平 11 法 160](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

[《改正》平 14 法 098](#)

[《改正》平 16 法 160](#)

[《改正》平 17 法 102](#)

(*基本的理念*)

第3条 この法律の規定による子の養育又は家族の介護を行う労働者等の福祉の増進は、これらの者がそれぞれ職業生活の全期間を通じてその能力を有効に発揮して充実した職業生活を営むとともに、育児又は介護について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるようにすることをその本旨とする。

2 子の養育又は家族の介護を行うための休業をする労働者は、その休業後における就業を円滑に行うことができるよう必要な努力をするようにしなければならない。

(*関係者の責務*)

第4条 事業主並びに国及び地方公共団体は、前条に規定する基本的理念に従って、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の福祉を増進するように努めなければならない。

[《改正》平 13 法 118](#)

・[最初](#)・

第2章 育児休業

(*育児休業の申出*)

第5条 労働者は、その養育する1歳に満たない子について、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用される者にあつては、次の各号のいずれにも該当するものに限り、当該申出をすることができる。

1. 当該事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者
2. その養育する子が1歳に達する日(以下この条において「1歳到達日」という。)を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。)

[【則】第4条](#)

[《改正》平 11 法 160](#)

[《改正》平 16 法 160](#)

~~2 前項の規定にかかわらず、育児休業をしたことがある労働者は、当該育児休業を開始した日に養育していた子については、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、前項の申出をすることができない。~~

平成 21 年 7 月 1 日改定

育児休業に係る子の出生の日から起算して 8 週間を経過する日の翌日までの期間内(産後休業期間内)に、労働者が当該子を養育するためにした最初の申出によりする育児休業をした場合は、当該育児休業を開始した日に養育していた子については、厚生労働省令で定める特別な事情がない場合であっても再度の育児休業申出をすることができるものとする。

[《追加》平 16 法 160](#)

3 労働者は、その養育する1歳から1歳6か月に達するまでの子について、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用される者であってその配偶者が当該子の1歳到達日において育児休業をしているものにあつては、第1項各号のいずれにも該当するものに限り、当該申出をすることができる。

1. 当該申出に係る子について、当該労働者又はその配偶者が、当該子の1歳到達日において育児休業をしている場合
2. 当該子の1歳到達日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合

[《追加》平 16 法 160](#)

4 第1項及び前項の規定による申出(以下「育児休業申出」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、その期間中は育児休業をすることとする一の期間について、その初日(以下「育児休業開始予定日」という。)及び末日(以下「育児休業終了予定日」という。)とする日を明らかにして、しなければならない。この場合において、同項の規定による申出にあつては、当該申出に係る子の1歳到達日の翌日を育児休業開始予定日としなければならない。

[《改正》平 11 法 160](#)

[《改正》平 16 法 160](#)

5 第1項ただし書、第2項、第3項ただし書及び前項後段の規定は、期間を定めて雇用される者であつて、その締結する労働契約の期間の末日を育児休業終了予定日([第7条](#)第3項の規定により当該育児休業終了予定日に変更された場合)にあつては、その変更後の育児休業終了予定日

とされた日)とする育児休業をしているものが、当該育児休業に係る子について、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初日を育児休業開始予定日とする育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

[《追加》平 16 法 160](#)

(育児休業申出があった場合における事業主の義務等)

第6条 事業主は、労働者からの育児休業申出があったときは、当該育児休業申出を拒むことができない。ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち育児休業をすることができないものとして定められた労働者に該当する労働者からの育児休業申出があった場合は、この限りでない。

1. 当該事業主に引き続き雇用された期間が1年に満たない労働者
- ~~2. 労働者の配偶者で当該育児休業申出に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして厚生労働省令で定める者に該当する場合における当該労働者~~

平成 21 年 7 月 1 日削除

3. 前2号に掲げるもののほか、育児休業をすることができないこととすることについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

第2号=[【則】第6条](#)

第3号=[【則】第7条](#)

ただし書=[【則】第8条](#)

[《改正》平 11 法 160](#)

- 2 前項ただし書の場合において、事業主にその育児休業申出を拒まれた労働者は、前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、育児休業をすることができない。

[《改正》平 16 法 160](#)

- 3 事業主は、労働者からの育児休業申出があった場合において、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業申出があった日の翌日から起算して1月(前条第3項の規定による申出にあつては2週間)を経過する日(以下この項において「1月等経過日」という。)前の日であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該育児休業開始予定日とされた日から当該1月等経過日(当該育児休業申出があった日までに、出産予定日前に子が出生したことその他の厚生労働省令で定める事由が生じた場合にあつては、当該1月等経過日前の日

で厚生労働省令で定める日)までの間のいずれかの日を当該育児休業開始予定日として指定することができる。

【則】[第9条](#)・[第10条](#)・[第11条](#)

[《改正》平11法160](#)

[《改正》平16法160](#)

- 4 第1項ただし書及び前項の規定は、労働者が前条第5項に規定する育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

[《追加》平16法160](#)

(育児休業開始予定日の変更の申出等)

- 第7条** 第5条第1項の規定による申出をした労働者は、その後当該申出に係る育児休業開始予定日とされた日(前条第3項の規定による事業主の指定があった場合にあっては、当該事業主の指定した日。以下この項において同じ。)の前日までに、同条第3項の厚生労働省令で定める事由が生じた場合には、その事業主に申し出ることにより、当該申出に係る育児休業開始予定日を1回に限り当該育児休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

【則】[第12条](#)

[《改正》平11法160](#)

[《改正》平16法160](#)

- 2 事業主は、前項の規定による労働者からの申出があった場合において、当該申出に係る変更後の育児休業開始予定日とされた日が当該申出があった日の翌日から起算して1月を超えない範囲内で厚生労働省令で定める期間を経過する日(以下この項において「期間経過日」という。)前の日であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該申出に係る変更後の育児休業開始予定日とされた日から当該期間経過日(その日が当該申出に係る変更前の育児休業開始予定日とされていた日(前条第3項の規定による事業主の指定があった場合にあっては、当該事業主の指定した日。以下この項において同じ。)以後の日である場合にあっては、当該申出に係る変更前の育児休業開始予定日とされていた日)までの間のいずれかの日を当該労働者に係る育児休業開始予定日として指定することができる。

【則】[第13条](#)・[第14条](#)

[《改正》平11法160](#)

3 育児休業申出をした労働者は、厚生労働省令で定める日までにその事業主に申し出ることにより、当該育児休業申出に係る育児休業終了予定日を1回に限り当該育児休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

【則】[第15条](#)・[第16条](#)

《改正》[平11法160](#)

(育児休業申出の撤回等)

第8条 育児休業申出をした労働者は、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日とされた日([第6条](#)第3項又は前条第2項の規定による事業主の指定があった場合にあっては当該事業主の指定した日、同条第1項の規定により育児休業開始予定日に変更された場合にあってはその変更後の育児休業開始予定日とされた日。第3項及び次条第1項において同じ。)の前日までは、当該育児休業申出を撤回することができる。

【則】[第17条](#)

2 前項の規定により育児休業申出を撤回した労働者は、当該育児休業申出に係る子については、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、[第5条](#)第1項及び第3項の規定にかかわらず、育児休業申出をすることができない。

【則】[第18条](#)

《改正》[平11法160](#)

《改正》[平16法160](#)

3 育児休業申出がされた後育児休業開始予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が当該育児休業申出に係る子を養育しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該育児休業申出は、されなかったものとみなす。この場合において、労働者は、その事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

【則】[第19条](#)

《改正》[平11法160](#)

(育児休業期間)

第9条 育児休業申出をした労働者がその期間中は育児休業をすることができる期間(以下「育児休業期間」という。)は、育児休業開始予定日とされた日から育児休業終了予定日とされた日([第7条](#)第3項の規定により当該育児休業終了予定日に変更された場合にあっては、その変更後の育児休業終了予定日とされた日。次項において同じ。)までの間とする。

《改正》[平13法118](#)

2 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、育児休業期間は、前項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日(第3号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日)に終了する。

1. 育児休業終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が育児休業申出に係る子を養育しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたこと。
2. 育児休業終了予定日とされた日の前日までに、育児休業申出に係る子が1歳(第5条第3項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては、1歳6か月)に達したこと。
3. 育児休業終了予定日とされた日まで、育児休業申出をした労働者について、労働基準法(昭和22年法律第49号) [第65条](#)第1項若しくは第2項の規定により休業する期間、[第15条](#)第1項に規定する介護休業期間又は新たな育児休業期間が始まったこと。

第1号=[【則】第20条](#)

[《改正》平11法160](#)

[《改正》平16法160](#)

3 前条第3項後段の規定は、前項第1号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

[《改正》平11法160](#)

(不利益取扱いの禁止)

第10条 事業主は、労働者が育児休業申出をし、又は育児休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

[《改正》平13法118](#)

[・最初・](#)

第3章 介護休業

(介護休業の申出)

第11条 労働者は、その事業主に申し出ることにより、介護休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用される者にあつては、次の各号のいずれにも該当するものに限り、当該申出をすることができる。

1. 当該事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者
2. 第3項に規定する介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日(以下この号において「93日経過日」という。)を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者(93日経過日から1年を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。)

【則】[第 21 条](#)

[《改正》平 11 法 160](#)

[《改正》平 16 法 160](#)

2 前項の規定にかかわらず、介護休業をしたことがある労働者は、当該介護休業に係る対象家族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該対象家族については、前項の規定による申出をすることができない。

1. 当該対象家族が、当該介護休業を開始した日から引き続き要介護状態にある場合（厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除く。）
2. 当該対象家族について次に掲げる日数を合算した日数（[第 15 条](#)第 1 項及び[第 23 条](#)第 2 項において「介護休業等日数」という。）が 93 日に達している場合

イ 介護休業をした日数（介護休業を開始した日から介護休業を終了した日までの日数とし、二以上の介護休業をした場合にあつては、介護休業ごとに、介護休業を開始した日から介護休業を終了した日までの日数を合算して得た日数とする。）

ロ [第 23 条](#)第 2 項の措置のうち勤務時間の短縮その他の措置であつて厚生労働省令で定めるものが講じられた日数（当該措置のうち最初に講じられた措置が開始された日から最後に講じられた措置が終了した日までの日数（その間に介護休業をした期間があるときは、当該介護休業を開始した日から当該介護休業を終了した日までの日数を差し引いた日数）とし、二以上の要介護状態について当該措置が講じられた場合にあつては、要介護状態ごとに、当該措置のうち最初に講じられた措置が開始された日から最後に講じられた措置が終了した日までの日数（その間に介護休業をした期間があるときは、当該介護休業を開始した日から当該介護休業を終了した日までの日数を差し引いた日数）を合算して得た日数とする。）

[《追加》平 16 法 160](#)

3 第 1 項の規定による申出（以下「介護休業申出」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、介護休業申出に係る対象家族が要介護状態にあることを明らかにし、かつ、その期間中は当該対象家族に係る介護休業をすることとする一の期間について、その初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）とする日を明らかにして、しなければならない。

[《改正》平 11 法 160](#)

[《改正》平 16 法 160](#)

4 第 1 項ただし書及び第 2 項（第 2 号を除く。）の規定は、期間を定めて雇用される者であつて、その締結する労働契約の期間の末日を介護休業終了予定日（[第 13 条](#)において準用する[第 7 条](#)第 3 項の規定により当該介護休業終了予定日に変更された場合にあつては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日）とする介護休業をしているものが、当該介護休業に係る対象家族につ

いて、当該労働契約の更新に伴い、当該更新後の労働契約の期間の初日を介護休業開始予定日とする介護休業申出をする場合には、これを適用しない。

[《追加》平 16 法 160](#)

(介護休業申出があった場合における事業主の義務等)

第 12 条 事業主は、労働者からの介護休業申出があったときは、当該介護休業申出を拒むことができない。

2 [第 6 条](#) 第 1 項ただし書(第 2 号を除く。)及び第 2 項の規定は、労働者からの介護休業申出があった場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「前項ただし書」とあるのは「第 12 条第 2 項において準用する第 6 条第 1 項ただし書」と、「前条第 1 項及び第 3 項」とあるのは「第 11 条第 1 項」と読み替えるものとする。

【則】[第 23 条](#)・[第 24 条](#)

[《改正》平 16 法 160](#)

3 事業主は、労働者からの介護休業申出があった場合において、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日が当該介護休業申出があった日の翌日から起算して 2 週間を経過する日(以下この項において「2 週間経過日」という。)前の日であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該介護休業開始予定日とされた日から当該 2 週間経過日までの間のいずれかの日を当該介護休業開始予定日として指定することができる。

【則】[第 25 条](#)

[《改正》平 11 法 160](#)

4 前 2 項の規定は、労働者が前条第 4 項に規定する介護休業申出をする場合には、これを適用しない。

[《追加》平 16 法 160](#)

(介護休業終了予定日の変更の申出)

第 13 条 [第 7 条](#) 第 3 項の規定は、介護休業終了予定日の変更の申出について準用する。

【則】[第 26 条](#)・[第 27 条](#)

(介護休業申出の撤回等)

第 14 条 介護休業申出をした労働者は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日([第 12 条](#)第 3 項の規定による事業主の指定があつた場合にあつては、当該事業主の指定した日。第 3 項において準用する[第 8 条](#)第 3 項、次条第 1 項及び[第 23 条](#)第 2 項において同じ。)の前日までは、当該介護休業申出を撤回することができる。

【則】[第 28 条](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

- 2 前項の規定による介護休業申出の撤回がなされた場合において、当該撤回に係る対象家族についての介護休業申出については、当該撤回後になされる最初の介護休業申出を除き、事業主は、[第 12 条](#)第1項の規定にかかわらず、これを拒むことができる。
- 3 [第 8 条](#)第3項の規定は、介護休業申出について準用する。この場合において、同項中「子」とあるのは「対象家族」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

【則】[第 29 条](#)

(介護休業期間)

第 15 条 介護休業申出をした労働者がその期間中は介護休業をすることができる期間(以下「介護休業期間」という。)は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日から介護休業終了予定日とされた日(その日が当該介護休業開始予定日とされた日から起算して 93 日から当該労働者の当該介護休業申出に係る対象家族についての介護休業等日数を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日。第3項において同じ。)までの間とする。

第2号=[【則】第 30 条](#)

[《改正》平 11 法 160](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

[《改正》平 16 法 160](#)

- 2 この条において、介護休業終了予定日とされた日とは、[第 13 条](#)において準用する[第 7 条](#)第3項の規定により当該介護休業終了予定日に変更された場合にあつては、その変更後の介護休業終了予定日とされた日をいう。
- 3 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、介護休業期間は、第1項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日(第2号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日)に終了する。
 1. 介護休業終了予定日とされた日の前日までに、対象家族の死亡その他の労働者が介護休業申出に係る対象家族を介護しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたこと。
 2. 介護休業終了予定日とされた日までに、介護休業申出をした労働者について、労働基準法[第 65 条](#)第1項若しくは第2項の規定により休業する期間、育児休業期間又は新たな介護休業期間が始まったこと。

第1号=[【則】第 31 条](#)

[《改正》平 11 法 160](#)

4 [第8条](#)第3項後段の規定は、前項第1号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

[《改正》平 11 法 160](#)

(準用)

第 16 条 [第 10 条](#)の規定は、介護休業申出及び介護休業について準用する。

[《改正》平 13 法 118](#)

・最初・

第3章の2 子の看護休暇

[《1章追加》平 16 法 160](#)

(子の看護休暇の申出)

第 16 条の2 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、一の年度において5労働日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10労働日「平成21年7月改定」)を限度として、負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うための休暇(以下この章において「子の看護休暇」という。)を取得することができる。

[《追加》平 16 法 160](#)

2 前項の規定による申出は、厚生労働省令で定めるところにより、子の看護休暇を取得する日を明らかにして、しなければならない。

[《追加》平 16 法 160](#)

3 第1項の年度は、事業主が別段の定めをする場合を除き、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

[《追加》平 16 法 160](#)

(子の看護休暇の申出があった場合における事業主の義務等)

第 16 条の3 事業主は、労働者からの前条第1項の規定による申出があったときは、当該申出を拒むことができない。

[《追加》平 16 法 160](#)

2 [第6条](#)第1項ただし書(第2号を除く。)及び第2項の規定は、労働者からの前条第1項の規定による申出があった場合について準用する。この場合において、[第6条](#)第1項第1号中「1年」とある

のは「6月」と、同条第2項中「前項ただし書」とあるのは「第16条の3第2項において準用する第6条第1項ただし書」と、「前条第1項及び第3項」とあるのは「第16条の2第1項」と読み替えるものとする。

[《追加》平16法160](#)

(準用)

第16条の4 [第10条](#)の規定は、[第16条の2](#)第1項の規定による申出及び子の看護休暇について準用する。

[《追加》平16法160](#)

[・最初・](#)

第4章 時間外労働の制限

第17条 事業主は、労働基準法第36条第1項本文の規定により同項に規定する労働時間(以下この条において単に「労働時間」という。)を延長することができる場合において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者であって次の各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求したときは、制限時間(1月について24時間、1年について150時間という。次項において同じ。)を超えて労働時間を延長してはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

1. 当該事業主に引き続き雇用された期間が1年に満たない労働者
2. 労働者の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして厚生労働省令で定める者に該当する場合における当該労働者
3. 第2号に掲げるもののほか、当該請求をできないこととするについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

[《追加》平13法118](#)

[《改正》平16法160](#)

- 2 前項の規定による請求は、厚生労働省令で定めるところにより、その期間中は制限時間を超えて労働時間を延長してはならないこととなる一の期間(1月以上1年以内の期間に限る。第4項において「制限期間」という。)について、その初日(以下この条において「制限開始予定日」という。)及び末日(同項において「制限終了予定日」という。)とする日を明らかにして、制限開始予定日の1月前までにしなければならない。

[《追加》平 13 法 118](#)

- 3 第1項の規定による請求がされた後制限開始予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が当該請求に係る子の養育をしないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該請求は、されなかったものとみなす。この場合において、労働者は、その事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

[《追加》平 13 法 118](#)

- 4 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、制限期間は、当該事情が生じた日(第3号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日)に終了する。
1. 制限終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が第1項の規定による請求に係る子を養育しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたこと。
 2. 制限終了予定日とされた日の前日までに、第1項の規定による請求に係る子が小学校就学の始期に達したこと。
 3. 制限終了予定日とされた日までに、第1項の規定による請求をした労働者について、労働基準法第65条第1項若しくは第2項の規定により休業する期間、育児休業期間又は介護休業期間が始まったこと。

[《追加》平 13 法 118](#)

- 5 第3項後段の規定は、前項第1号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

[《追加》平 13 法 118](#)

第 18 条 前条第1項(第2号を除く。)、第2項、第3項及び第4項(第2号を除く。)の規定は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について準用する。この場合において、同条第1項中「当該子を養育する」とあるのは「当該対象家族を介護する」と、同条第3項及び第4項第1号中「子」とあるのは「対象家族」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

[《追加》平 13 法 118](#)

- 2 前条第3項後段の規定は、前項において準用する同条第4項第1号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

[《追加》平 13 法 118](#)

[・最初・](#)

第5章 深夜業の制限

第 19 条 事業主は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者であつて次の各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合においては、午後 10 時から午前5時までの間(以下この条において「深夜」という。)において労働させてはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

1. 当該事業主に引き続き雇用された期間が1年に満たない労働者
2. 当該請求に係る深夜において、常態として当該子を保育することができる当該子の同居の家族その他の厚生労働省令で定める者がいる場合における当該労働者
3. 前2号に掲げるもののほか、当該請求をできないこととすることについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

[《改正》平 11 法 160](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

- 2 前項の規定による請求は、厚生労働省令で定めるところにより、その期間中は深夜において労働させてはならないこととなる一の期間(1月以上6月以内の期間に限る。第4項において「制限期間」という。)について、その初日(以下この条において「制限開始予定日」という。)及び末日(同項において「制限終了予定日」という。)とする日を明らかにして、制限開始予定日の1月前までにしなければならない。

[《改正》平 11 法 160](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

- 3 第1項の規定による請求がされた後制限開始予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が当該請求に係る子の養育をしないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該請求は、されなかったものとみなす。この場合において、労働者は、その事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

[《改正》平 11 法 160](#)

- 4 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、制限期間は、当該事情が生じた日(第3号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日)に終了する。

1. 制限終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が第1項の規定による請求に係る子を養育しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたこと。
2. 制限終了予定日とされた日の前日までに、第1項の規定による請求に係る子が小学校就学の始期に達したこと。

3. 制限終了予定日とされた日までに、第1項の規定による請求をした労働者について、労働基準法第65条第1項若しくは第2項の規定により休業する期間、育児休業期間又は介護休業期間が始まったこと。

[《改正》平11法160](#)

5 第3項後段の規定は、前項第1号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

[《改正》平11法160](#)

第20条 前条第1項から第3項まで及び第4項(第2号を除く。)の規定は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について準用する。この場合において、同条第1項中「当該子を養育する」とあるのは「当該対象家族を介護する」と、同項第2号中「子」とあるのは「対象家族」と、「保育」とあるのは「介護」と、同条第3項及び第4項第1号中「子」とあるのは「対象家族」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

[《改正》平13法118](#)

2 前条第3項後段の規定は、前項において準用する同条第4項第1号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

[《追加》平13法118](#)

[・最初・](#)

第6章 事業主が講ずべき措置

(育児休業等に関する定めの周知等の措置)

第21条 事業主は、育児休業及び介護休業に関して、あらかじめ、次に掲げる事項を定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

1. 労働者の育児休業及び介護休業中における待遇に関する事項
2. 育児休業及び介護休業後における賃金、配置その他の労働条件に関する事項
3. 前2号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第3号=[則][第32条](#)

[《改正》平11法160](#)

2 事業主は、労働者が育児休業申出又は介護休業申出をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対し、前項各号に掲げる事項に関する当該労働者に係る取扱いを明示するよう努めなければならない。

【則】[第 33 条](#)

[《改正》平 11 法 160](#)

(雇用管理等に関する措置)

第 22 条 事業主は、育児休業申出及び介護休業申出並びに育児休業及び介護休業後における就業が円滑に行われるようにするため、育児休業又は介護休業をする労働者が雇用される事業所における労働者の配置その他の雇用管理、育児休業又は介護休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上等に関して、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(勤務時間の短縮等の措置等)

第 23 条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者のうち、その1歳(当該労働者が第5条第3項の申出をすることができる場合にあつては、1歳6か月。以下この項において同じ。)に満たない子を養育する労働者で育児休業をしないものにあつては労働者の申出に基づく勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置(以下この項及び次条第1項において「勤務時間の短縮等の措置」という。)を、その雇用する労働者のうち、その1歳から3歳に達するまでの子を養育する労働者にあつては育児休業の制度に準ずる措置又は勤務時間の短縮等の措置を講じなければならない。

【則】[第 34 条](#)

[《改正》平 11 法 160](#)

[《全改》平 13 法 118](#)

[《改正》平 16 法 160](#)

2 事業主は、その雇用する労働者のうち、その要介護状態にある対象家族を介護する労働者に関して、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく連続する93日の期間(当該労働者の雇入れの日から当該連続する期間の初日の前日までの期間における介護休業等日数が一以上である場合にあつては、93日から当該介護休業等日数を差し引いた日数の期間とし、当該労働者が当該対象家族の当該要介護状態について介護休業をしたことがある場合にあつては、当該連続する期間は、当該対象家族の当該要介護状態について開始された最初の介護休業に係る介護休業開始予定日とされた日から起算した連続する期間のうち当該労働者が介護休業をしない期間とする。)以上の期間における勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための措置を講じなければならない。

[《改正》平 11 法 160](#)

[《改正》平 16 法 160](#)

(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置)

第 24 条 事業主は、その雇用する労働者のうち、その3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、育児休業の制度又は勤務時間の短縮等の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

[《改正》平 13 法 118](#)

2 事業主は、その雇用する労働者のうち、その家族を介護する労働者に関して、介護休業の制度又は前条第2項に定める措置に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 25 条 削除

[《削除》平 16 法 160](#)

(労働者の配置に関する配慮)

第 26 条 事業主は、その雇用する労働者の配置の変更で就業の場所の変更を伴うものを行う場合において、その就業の場所の変更により就業しつつその子の養育又は家族の介護を行うことが困難となることとなる労働者がいるときは、当該労働者の子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならない。

[《追加》平 13 法 118](#)

(再雇用特別措置等)

第 27 条 事業主は、妊娠、出産若しくは育児又は介護を理由として退職した者(以下「育児等退職者」という。)について、必要に応じ、再雇用特別措置(育児等退職者であって、その退職の際に、その就業が可能となったときに当該退職に係る事業の事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出をしていたものについて、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たって特別の配慮をする措置をいう。[第 30 条](#)及び[第 39 条](#)第1項第1号において同じ。)その他これに準ずる措置を実施するよう努めなければならない。

[《改正》平 13 法 118](#)

(指針)

第 28 条 厚生労働大臣は、[第 21 条](#)から前条までの規定に基づき事業主が講ずべき措置及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図

られるようにするために事業主が講ずべきその他の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

[《改正》平 11 法 160](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

(職業家庭両立推進者)

第 29 条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第 21 条から第 27 条までに定める措置及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者(第 39 条第 1 項第 5 号において「職業家庭両立推進者」という。)を選任するように努めなければならない。

[《追加》平 13 法 118](#)

[・最初・](#)

第 7 章 対象労働者等に対する支援措置

第 1 節 [国等による援助](#) (第 30 条～第 35 条)

第 2 節 [指定法人](#) (第 36 条～第 52 条)

[・最初・](#)

第 1 節 国等による援助

(事業主等に対する援助)

第 30 条 国は、子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者(以下「対象労働者」という。)及び育児等退職者(以下「対象労働者等」と総称する。)の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るため、事業主、事業主の団体その他の関係者に対して、対象労働者の雇用される事業所における雇用管理、再雇用特別措置その他の措置についての相談及び助言、給付金の支給その他の必要な援助を行うことができる。

[《改正》平 13 法 118](#)

(相談、講習等)

第 31 条 国は、対象労働者に対して、その職業生活と家庭生活との両立の促進等に資するため、必要な指導、相談、講習その他の措置を講ずるものとする。

[《改正》平 13 法 118](#)

2 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。
(再就職の援助)

第 32 条 国は、育児等退職者に対して、その希望するときに再び雇用の機会が与えられるようにするため、職業指導、職業紹介、職業能力の再開発の措置その他の措置が効果的に関連して実施されるように配慮するとともに、育児等退職者の円滑な再就職を図るため必要な援助を行うものとする。

(職業生活と家庭生活との両立に関する理解を深めるための措置)

第 33 条 国は、対象労働者等の職業生活と家庭生活との両立を妨げている職場における慣行その他の諸要因の解消を図るため、対象労働者等の職業生活と家庭生活との両立に関し、事業主、労働者その他国民一般の理解を深めるために必要な広報活動その他の措置を講ずるものとする。

[《追加》平 13 法 118](#)

(勤労者家庭支援施設)

第 34 条 地方公共団体は、必要に応じ、勤労者家庭支援施設を設置するように努めなければならない。

2 勤労者家庭支援施設は、対象労働者等に対して、職業生活と家庭生活との両立に関し、各種の相談に応じ、及び必要な指導、講習、実習等を行い、並びに休業及びレクリエーションのための便宜を供与する等対象労働者等の福祉の増進を図るための事業を総合的に行うことを目的とする施設とする。

3 厚生労働大臣は、勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

[《改正》平 11 法 160](#)

4 国は、地方公共団体に対して、勤労者家庭支援施設の設置及び運営に関し必要な助言、指導その他の援助を行うことができる。

(勤労者家庭支援施設指導員)

第35条 勤労者家庭支援施設には、対象労働者等に対する相談及び指導の業務を担当する職員（次項において「勤労者家庭支援施設指導員」という。）を置くように努めなければならない。

2 勤労者家庭支援施設指導員は、その業務について熱意と識見を有し、かつ、厚生労働大臣が定める資格を有する者のうちから選任するものとする。

[《改正》平11法160](#)

・[最初](#)・

第2節 指定法人

(指定等)

第36条 厚生労働大臣は、対象労働者等の福祉の増進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、[第38条](#)に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

1. 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
2. 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、対象労働者等の福祉の増進に資すると認められること。

【[則](#)】[第35条](#)

[《改正》平11法160](#)

[《改正》平13法118](#)

[《改正》平18法050](#)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

【[則](#)】[第36条](#)

[《改正》平11法160](#)

3 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

[《改正》平11法160](#)

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

[《改正》平11法160](#)

([指定の条件](#))

第 37 条 前条第1項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(業務)

第 38 条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

1. 対象労働者等の職業生活及び家庭生活に関する調査研究を行うこと。
2. 対象労働者等の職業生活及び家庭生活に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに対象労働者等、事業主その他の関係者に対して提供すること。
3. 次条第1項に規定する業務を行うこと。
4. 前3号に掲げるもののほか、対象労働者等の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

[《改正》平 13 法 118](#)

(指定法人による福祉関係業務の実施)

第 39 条 厚生労働大臣は、指定法人を指定したときは、指定法人に[第 30 条](#)から[第 34 条](#)までに規定する国の行う業務のうち次に掲げる業務(以下「福祉関係業務」という。)の全部又は一部を行わせるものとする。

1. 対象労働者の雇用管理及び再雇用特別措置に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対し、相談その他の援助を行うこと。
2. [第 30 条](#)の給付金であって厚生労働省令で定めるものを支給すること。
3. 対象労働者に対し、その職業生活と家庭生活との両立に関して必要な相談、講習その他の援助を行うこと。
4. 育児等退職者に対し、再就職のための援助を行うこと。
5. 職業家庭両立推進者に対して、[第 29 条](#)に規定する業務を円滑に実施するために必要な知識を習得させるための研修を行うこと。
6. 対象労働者等の職業生活と家庭生活との両立に関する理解を深めるための広報活動その他の業務を行うこと。
7. 前各号に掲げるもののほか、対象労働者等の雇用の継続、再就職の促進その他これらの者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

第2号=【則】[第 37 条](#)

[《改正》平 11 法 160](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

2 前項第2号の給付金の支給要件及び支給額は、厚生労働省令で定めなければならない。

[《改正》平 11 法 160](#)

3 指定法人は、福祉関係業務の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならない。指定法人が当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

【則】[第 41 条](#)

[《改正》平 11 法 160](#)

4 厚生労働大臣は、第1項の規定により指定法人に行わせる福祉関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

[《改正》平 11 法 160](#)

(業務規程の認可)

第 40 条 指定法人は、福祉関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

【則】[第 43 条](#)

[《改正》平 11 法 160](#)

2 厚生労働大臣は、前項の認可をした業務規程が福祉関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

[《改正》平 11 法 160](#)

3 業務規程に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

【則】[第 42 条](#)

[《改正》平 11 法 160](#)

(福祉関係給付金の支給に係る厚生労働大臣の認可)

第 41 条 指定法人は、福祉関係業務のうち [第 39 条](#) 第1項第2号に係る業務(次条及び [第 48 条](#) において「給付金業務」という。)を行う場合において、自ら同号の給付金の支給を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

【則】[第 44 条](#)

[《改正》平 11 法 160](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

(報告)

第 42 条 指定法人は、給付金業務を行う場合において当該業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(事業計画等)

第 43 条 指定法人は、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

【則】[第 47 条](#)・[第 48 条](#)・[第 50 条](#)・[第 51 条](#)

[《改正》平 11 法 160](#)

2 指定法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

【則】[第 55 条](#)

[《改正》平 11 法 160](#)

(区分経理)

第 44 条 指定法人は、福祉関係業務を行う場合には、福祉関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第 45 条 国は、予算の範囲内において、指定法人に対し、福祉関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(厚生労働省令への委任)

第 46 条 この節に定めるもののほか、指定法人が福祉関係業務を行う場合における指定法人の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

[《改正》平 11 法 160](#)

(役員を選任及び解任)

第 47 条 指定法人の役員を選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

【則】[第 58 条](#)

[《改正》平 11 法 160](#)

2 指定法人の役員が、この節の規定(当該規定に基づく命令及び処分を含む。)若しくは[第 40 条](#)第1項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は[第 38 条](#)に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、厚生労働大臣は、指定法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

[《改正》平 11 法 160](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

(役員及び職員の公務員たる性質)

第 48 条 給付金業務に従事する指定法人の役員及び職員は、刑法(明治 40 年法律第 45 号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び検査)

第 49 条 厚生労働大臣は、[第 38 条](#)に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又は所属の職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

[《改正》平 11 法 160](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

【則】[第 59 条](#)

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第 50 条 厚生労働大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、指定法人に対し、[第 38 条](#)に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

[《改正》平 11 法 160](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

(指定の取消し等)

第 51 条 厚生労働大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、[第 36 条](#)第 1 項の規定による指定(以下「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて[第 38 条](#)に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1. [第 38 条](#)に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
2. 指定に関し不正の行為があったとき。
3. この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
4. [第 37 条](#)第 1 項の条件に違反したとき。
5. [第 40 条](#)第 1 項の規定により認可を受けた業務規程によらないで福祉関係業務を行ったとき。

[《改正》平 11 法 160](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は[第38条](#)に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

[《改正》平 11 法 160](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

(厚生労働大臣による福祉関係業務の実施)

- 第 52 条** 厚生労働大臣は、前条第1項の規定により、指定を取り消し、若しくは福祉関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定法人が福祉関係業務を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該福祉関係業務を自ら行うものとする。

【則】[第 60 条](#)

[《改正》平 11 法 160](#)

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により福祉関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている福祉関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

[《改正》平 11 法 160](#)

- 3 厚生労働大臣が、第1項の規定により福祉関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている福祉関係業務を行わないものとする場合における当該福祉関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

[《改正》平 11 法 160](#)

[・最初・](#)

第8章 雑 則

(育児休業等取得者の業務を処理するために必要な労働者の募集の特例)

- 第 53 条** 中小企業団体の構成員たる中小企業者が、当該認定中小企業団体をして育児休業又は介護休業(これらに準ずる休業を含む。以下この項において同じ。)をする労働者の当該育児休業又は介護休業をする期間について当該労働者の業務を処理するために必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該認定中小企業団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)[第 36 条](#)第1項及び第3項の規定は、当該構成員たる中小企業者については、適用しない。

[《改正》平 11 法 084](#)

[《改正》平 11 法 085](#)

[《改正》平 15 法 082](#)

2 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 中小企業者

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第 57 号) [第2条](#)第1項に規定する中小企業者をいう。

2. 認定中小企業団体

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律 [第2条](#)第2項に規定する事業協同組合等であつて、その構成員たる中小企業者に対し、[第 22 条](#)の事業主が講ずべき措置その他に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると認定したものをいう。

第2号＝【則】[第 61 条](#)

[《改正》平 10 法 148](#)

[《改正》平 11 法 160](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

3 厚生労働大臣は、認定中小企業団体が前項第2号の相談及び援助を行うものとして適当でなくなつたと認めるときは、同号の認定を取り消すことができる。

[《改正》平 11 法 160](#)

4 第1項の認定中小企業団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

【則】[第 63 条](#)・[第 64 条](#)・[第 65 条](#)・[第 66 条](#)

[《改正》平 11 法 160](#)

5 職業安定法 [第 37 条](#)第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法 [第5条](#)の3第1項及び第3項、[第5条](#)の4、[第 39 条](#)、[第 41 条](#)第2項、[第 48 条](#)の3、[第 48 条](#)の4、[第 50 条](#)第1項及び第2項並びに [第 51 条](#)の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法 [第 40 条](#)の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法 [第 50 条](#)第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法 [第 37 条](#)第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 53 条第4項の規定による届出をして労働者の募集

に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

[《改正》平 11 法 085](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

[《改正》平 15 法 082](#)

- 6 職業安定法 [第 36 条](#) 第 2 項及び [第 42 条の 2](#) の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 2 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 53 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

[《追加》平 11 法 085](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

[《改正》平 15 法 082](#)

[《1 項削除》平 11 法 087](#)

- 7 厚生労働大臣は、認定中小企業団体に対し、第 2 項第 2 号の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

[《改正》平 11 法 160](#)

第 54 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定により労働者の募集に従事する認定中小企業団体に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

[《2 条削除》平 11 法 084](#)

(調査等)

第 55 条 厚生労働大臣は、対象労働者等の職業生活と家庭生活との両立の促進等に資するため、これらの者の雇用管理、職業能力の開発及び向上その他の事項に関し必要な調査研究を実施するものとする。

[《改正》平 11 法 160](#)

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

[《改正》平 11 法 160](#)

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

[《改正》平 11 法 160](#)

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 56 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

【則】[第 67 条](#)

[《改正》平 11 法 160](#)

[《1項削除》平 11 法 087](#)

(労働政策審議会への諮問)

第 57 条 厚生労働大臣は、[第 2 条](#)第 3 号から第 5 号まで、[第 5 条](#)第 2 項及び第 3 項第 2 号、[第 6 条](#)第 1 項第 2 号及び第 3 号([第 12 条](#)第 2 項及び[第 16 条の 3](#)第 2 項において準用する場合を含む。)並びに第 3 項、[第 7 条](#)第 2 項及び第 3 項([第 13 条](#)において準用する場合を含む。)、[第 8 条](#)第 2 項及び第 3 項([第 14 条](#)第 3 項において準用する場合を含む。)、[第 9 条](#)第 2 項第 1 号、[第 11 条](#)第 2 項第 1 号及び第 2 号口、[第 12 条](#)第 3 項、[第 15 条](#)第 3 項第 1 号、[第 17 条](#)第 1 項第 2 号並びに同項第 3 号並びに同条第 3 項及び第 4 項第 1 号(これらの規定を[第 18 条](#)第 1 項において準用する場合を含む。)、[第 19 条](#)第 1 項第 2 号及び第 3 号、第 3 項並びに第 4 項第 1 号(これらの規定を[第 20 条](#)第 1 項において準用する場合を含む。)、[第 23 条](#)並びに[第 39 条](#)第 1 項第 2 号及び第 2 項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするとき、[第 28 条](#)の指針を策定しようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

【政令】

[《改正》平 11 法 160](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

[《改正》平 16 法 160](#)

(権限の委任)

第 58 条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

[《追加》平 11 法 087C](#)

[《改正》平 11 法 160](#)

(厚生労働省令への委任)

第 59 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

[《改正》平 11 法 160](#)

(船員に関する特例)

第 60 条 第4章、[第 36 条](#)から[第 54 条](#)まで及び[第 62 条](#)から[第 67 条](#)までの規定は、船員職業安定法(昭和 23 年法律第 130 号)[第 6 条](#)第 1 項に規定する船員になろうとする者及び船員法(昭和 22 年法律第 100 号)の適用を受ける船員(次項において「船員等」という。)に関しては、適用しない。

[《改正》平 11 法 084](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

2 船員等に関しては、[第 2 条](#)第 3 号から第 5 号まで、[第 5 条](#)第 2 項、第 3 項第 2 号及び第 4 項、[第 6 条](#)第 1 項第 2 号及び第 3 号([第 12 条](#)第 2 項及び[第 16 条](#)の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)並びに第 3 項、[第 7 条](#)([第 13 条](#)において準用する場合を含む。)、[第 8 条](#)第 2 項及び第 3 項([第 14 条](#)第 3 項において準用する場合を含む。)、[第 9 条](#)第 2 項第 1 号及び第 3 項、[第 11 条](#)第 2 項第 1 号及び第 2 号並びに第 3 項、[第 12 条](#)第 3 項、[第 15 条](#)第 3 項第 1 号及び第 4 項、第 16 条の 2 第 2 項、[第 19 条](#)第 1 項第 2 号及び第 3 号、第 2 項、第 3 項並びに第 4 項第 1 号(これらの規定を[第 20 条](#)第 1 項において準用する場合を含む。)並びに[第 19 条](#)第 5 項、[第 20 条](#)第 2 項、[第 21 条](#)第 1 項第 3 号及び第 2 項、[第 23 条](#)、[第 29 条](#)、[第 57 条](#)、[第 58 条](#)並びに前条中「厚生労働省令」とあるのは「運輸省令」と、[第 9 条](#)第 2 項第 3 号中「労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)[第 65 条](#)第 1 項若しくは第 2 項の規定により休業する」とあるのは「船員法(昭和 22 年法律第 100 号)[第 87 条](#)第 1 項若しくは第 2 項の規定により作業に従事しない」と、[第 15 条](#)第 3 項第 2 号及び[第 19 条](#)第 4 項第 3 号中「労働基準法[第 65 条](#)第 1 項若しくは第 2 項の規定により休業する」とあるのは「船員法[第 87 条](#)第 1 項若しくは第 2 項の規定により作業に従事しない」と、[第 28 条](#)及び[第 55 条](#)から[第 58 条](#)までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第 57 条中「第 3 項第

1号、第17条第1項第2号並びに同項第3号並びに同条第3項及び第4項第1号(これらの規定を第18条第1項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第3項第1号」と、「第23条並びに第39条第1項第2号及び第2項」とあるのは「並びに第23条」と、「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第58条中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」とする。

[《改正》平9法092](#)

[《改正》平11法087](#)

[《改正》平11法160](#)

[《改正》平13法118](#)

[《改正》平14法054](#)

[《改正》平16法160](#)

[《改正》平20法026](#)

(公務員に関する特例)

第61条 第2章から第6章まで、[第30条](#)、[第53条](#)、[第54条](#)、[第56条](#)、前条、次条、[第63条](#)及び[第65条](#)の規定は、国家公務員及び地方公務員に関しては、適用しない。

[《改正》平11法084](#)

[《改正》平13法118](#)

2 国家公務員及び地方公務員に関しては、[第32条](#)中「育児等退職者」とあるのは「育児等退職者([第27条](#)に規定する育児等退職者をいう。以下同じ。)」と、[第34条](#)第2項中「対象労働者等」とあるのは「対象労働者等([第30条](#)に規定する対象労働者等をいう。以下同じ。)」とする。

[《改正》平13法118](#)

3 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号。以下この条において「給特法」という。)の適用を受ける国家公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員を除く。以下この条において同じ。)は、給特法[第4条](#)に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者(以下「農林水産大臣等」という。)の承認を受けて、当該国家公務員の配偶者、父母、子又は配偶者の父母であつて負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により第2条第3号の厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この条において「要介護家族」という。)の介護をするため、休業をすることができる。

[《改正》平 11 法 160](#)

[《改正》平 11 法 083](#)

[《改正》平 14 法 098](#)

4 前項の規定により休業をすることができる期間は、要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3月の期間内において必要と認められる期間とする。

5 農林水産大臣等は、第3項の規定による休業の承認を受けようとする国家公務員からその承認の請求があったときは、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障があると認められる日又は時間を除き、これを承認しなければならない。

[《改正》平 14 法 098](#)

6 前3項の規定は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号) [第2条](#)第2項に規定する特定独立行政法人の職員(国家公務員法第 81 条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員を除く。以下この条において「特定独立行政法人職員」という。)について準用する。この場合において、第3項中「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和 29 年法律第 141 号。以下この条において「給持法」という。)の適用を受ける国家公務員」とあるのは「独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人(以下この条において「特定独立行政法人」という。)の職員」と、「要しない国家公務員」とあるのは「要しない職員」と、「給持法第4条に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者(以下「農林水産大臣等」という。)」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「当該国家公務員」とあるのは「当該職員」と、前項中「農林水産大臣等」とあるのは「特定独立行政法人の長」と、「国家公務員」とあるのは「職員」と読み替えるものとする。

[《追加》平 11 法 104](#)

[《改正》平 11 法 083](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

[《改正》平 14 法 098](#)

[《1項削除》平 17 法 102](#)

7 第3項から第5項までの規定は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) [第4条](#)第1項に規定する職員(同法第 28 条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員

を除く。以下この条において同じ。)がその要介護家族の介護をするための休業について準用する。この場合において、第3項中「給特法[第4条](#)に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者(以下「農林水産大臣等」という。)」とあるのは「地方公務員法(昭和25年法律第261号)[第6条](#)第1項に規定する任命権者又はその委任を受けた者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)[第37条](#)第1項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。)」と、第5項中「農林水産大臣等」とあるのは「地方公務員法[第6条](#)第1項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と読み替えるものとする。

[《改正》平 11 法 104](#)

[《改正》平 11 法 107](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

[《改正》平 14 法 098](#)

- 8 給特法の適用を受ける国家公務員であって小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものは、農林水産大臣等の承認を受けて、負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うため、休暇を取得することができる。

[《追加》平 16 法 160](#)

- 9 前項の規定により休暇を取得することができる日数は、一の年において5日とする。

[《追加》平 16 法 160](#)

- 10 農林水産大臣等は、第8項の規定による休暇の承認を受けようとする国家公務員からその承認の請求があったときは、公務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。

[《追加》平 16 法 160](#)

[《改正》平 17 法 102](#)

- 11 前3項の規定は、特定独立行政法人職員について準用する。この場合において、第8項中「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは「特定独立行政法人職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「当該特定独立行政法人職員の勤務する独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の長」と、前項中「農林水産大臣等」とあるのは「独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の長」と、「国家公務員」とあるのは「特定独立行政法人職員」と読み替えるものとする。

[《追加》平 16 法 160](#)

[《改正》平 17 法 102](#)

[《1項削除》平 17 法 102](#)

12 第8項から第10項までの規定は、地方公務員法第4条第1項に規定する職員について準用する。この場合において、第8項中「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは「地方公務員法第4条第1項に規定する職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「同法第6条第1項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、第10項中「農林水産大臣等」とあるのは「地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「国家公務員」とあるのは「同法第4条第1項に規定する職員」と読み替えるものとする。

[《追加》平 16 法 160](#)

[《改正》平 17 法 102](#)

13 農林水産大臣等は、給特法の適用を受ける国家公務員について労働基準法第36条第1項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができる場合において、当該給特法の適用を受ける国家公務員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第17条第1項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間（同項に規定する制限時間をいう。以下この条において同じ。）を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

[《追加》平 13 法 118](#)

[《改正》平 14 法 098](#)

14 前項の規定は、給特法の適用を受ける国家公務員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、同項中「第17条第1項」とあるのは「第18条第1項において準用する第17条第1項」と、「同項各号」とあるのは「第18条第1項において準用する第17条第1項第1号又は第3号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

[《追加》平 13 法 118](#)

15 独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の長は、特定独立行政法人職員について労働基準法第36条第1項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができる場合において、当該特定独立行政法人職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの(第17条第1項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。)が当該子を養育するために請求した場合で業務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

[《追加》平13法118](#)

16 前項の規定は、特定独立行政法人職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、同項中「第17条第1項」とあるのは「第18条第1項において準用する第17条第1項」と、「同項各号」とあるのは「第18条第1項において準用する第17条第1項第1号又は第3号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

[《追加》平13法118](#)

[《2項削除》平17法102](#)

17 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者又はその委任を受けた者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会)は、地方公務員法第4条第1項に規定する職員について労働基準法第36条第1項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができる場合において、当該地方公務員法第4条第1項に規定する職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの(第17条第1項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。)が当該子を養育するために請求した場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

[《追加》平13法118](#)

18 前項の規定は、地方公務員法第4条第1項に規定する職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、前項中「第17条第1項」とあるのは「第18条第1項に

において準用する第 17 条第 1 項」と、「同項各号」とあるのは「第 18 条第 1 項において準用する第 17 条第 1 項第 1 号又は第 3 号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

[《追加》平 13 法 118](#)

19 農林水産大臣等は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する給特法の適用を受ける国家公務員であつて第 19 条第 1 項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、深夜（同項に規定する深夜をいう。以下この条において同じ。）において勤務しないことを承認しなければならない。

[《追加》平 9 法 92](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

[《改正》平 14 法 098](#)

20 前項の規定は、要介護家族を介護する給特法の適用を受ける国家公務員について準用する。この場合において、同項中「第 19 条第 1 項各号」とあるのは「第 20 条第 1 項において準用する第 19 条第 1 項」と、「同項各号」とあるのは「第 20 条第 1 項において準用する第 19 条第 1 項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

[《改正》平 9 法 92](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

21 独立行政法人通則法第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する特定独立行政法人職員であつて第 19 条第 1 項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、深夜において勤務しないことを承認しなければならない。

[《追加》平 13 法 118](#)

22 前項の規定は、要介護家族を介護する特定独立行政法人職員について準用する。この場合において、同項中「第 19 条第 1 項」とあるのは「第 20 条第 1 項において準用する第 19 条第 1 項」と、「同項各号」とあるのは「第 20 条第 1 項において準用する第 19 条第 1 項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

[《追加》平 13 法 118](#)

[《2項削除》平 17 法 102](#)

23 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者又はその委任を受けた者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 37 条第1項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会)は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する地方公務員法第4条第1項に規定する職員であって第 19 条第1項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、深夜において勤務しないことを承認しなければならない。

[《追加》平 13 法 118](#)

24 前項の規定は、要介護家族を介護する地方公務員法第4条第1項に規定する職員について準用する。この場合において、前項中「第 19 条第1項」とあるのは「第 20 条第1項において準用する第 19 条第1項」と、「同項各号」とあるのは「第 20 条第1項において準用する第 19 条第1項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

[《追加》平 13 法 118](#)

[《2項削除》平 13 法 118](#)

(罰則)

第 62 条 [第 53 条](#)第5項において準用する職業安定法[第 41 条](#)第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

[《改正》平 11 法 085](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

[《改正》平 15 法 082](#)

第 63 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

1. [第 53 条](#)第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
2. [第 53 条](#)第5項において準用する職業安定法[第 37 条](#)第2項の規定による指示に従わなかった者
3. [第 53 条](#)第5項において準用する職業安定法[第 39 条](#)又は[第 40 条](#)の規定に違反した者

[《改正》平 11 法 085](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

第 64 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

1. [第 42 条](#)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
2. [第 49 条](#)第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

[《改正》平 11 法 085](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

第 65 条 [第 53 条](#)第5項において準用する職業安定法[第 50 条](#)第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は[第 45 条](#)第5項において準用する同法[第 50 条](#)第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

[《改正》平 11 法 085](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

第 66 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、[第 62 条](#)から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

[《改正》平 13 法 118](#)

第 67 条 [第 41 条](#)の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした指定法人の役員は、20 万円以下の過料に処する。

[《改正》平 11 法 160](#)

[《改正》平 13 法 118](#)

[・最初・](#)

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、平成4年4月1日から施行する。

(暫定措置)

第2条 この法律の施行の際常時 30 人以下の労働者を雇用する事業所の労働者に関しては、平成7年3月31日までの間、第2条から第10条までの規定は、適用しない。この場合において、当該労働者に関する第11条の規定の適用については、同条中「1歳から小学校就学」とあるのは、「小学校就学」とする。

(検討)

第3条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、育児休業の制度の実施状況、育児休業中における待遇の状況その他のこの法律の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、子を養育する労働者の福祉の増進の観点からこの法律に規定する育児休業の制度等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(労働基準法の一部改正)

第4条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第12条第3項中

「左の」を「次の」に改め、

同項第3号中

「責」を「責め」に改め、

同項第4号中

「試の」を「試みの」に改め、

同号を同項第5号とし、

同項第3号の次に次の1号を加える。

4. 育児休業等に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1項に規定する育児休業をした期間(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正)

第5条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和47年法律第113号)の一部を次のように改正する。

第28条を次のように改める。

第28条 削除

第35条中

「第25条第1項及び同条第2項(第28条第2項において準用する場合を含む。)並びに」を「第25条及び」に改める。

(義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部改正)

第6条 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の

育児休業に関する法律(昭和50年法律第62号)の一部を次のように改正する。

第14条中

「四 試の」を「五 試みの」に、

「五 育児休業」を「六 育児休業」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第7条 運輸省設置法(昭和24年法律第157号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第24号の2の3の次に次の1号を加える。

24の2の4. 育児休業等に関する法律(平成3年法律第76号)に基づいて、船員に関して事業主が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めること。

第57条第1項中

「及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」を「、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び育児休業等に関する法律」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第8条 労働省設置法(昭和24年法律第162号)の一部を次のように改正する。

第4条中

第33号を削り、

第33号を第32号とし、

同条第34号中

「第31号及び前号」を「前2号」に改め、

同号を同条第33号とし、

同号の次に次の1号を加える。

34. 育児休業等に関する法律(平成3年法律第76号)の施行に関すること。

第9条第1項中

「、第31号、第33号、第35号及び第36号」を「から第32号まで及び第34号から第36号まで」に改める。